

貴自治体名 **名古屋市**懇談日時 **令和4年11月9日(水) 午後2時00分～4時00分**懇談会場 **名古屋市東庁舎5階大会議室** ※会場が確定している場合はご記入ください。**2022年自治体キャラバン 請願・陳情項目についてのアンケート****【1】1. 介護保険・高齢者福祉**

(1)～(7)(9)(10)②(11)担当課(健康福祉局介護保険課)電話(052-972-2591)FAX(052-972-4147)

メールアドレス(a2591@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(8)(10)①担当課(健康福祉局地域ケア推進課)電話(052-972-2547)FAX(052-955-3367)

メールアドレス(a2548-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(10)③ 担当課(健康福祉局高齢福祉課)電話(052-972-2542)FAX(052-955-3367)

メールアドレス(a2541@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(1)各年度別の介護給付費準備基金の状況についてご記入ください。

年度	取り崩した準備基金	新たに積み立てた準備基金	年度末の準備基金残高
2018年度	0円	1,616,320,265円	2,776,338,608円
2019年度	873,522,000円	2,381,329,055円	4,284,145,663円
2020年度	2,362,157,000円	1,560,715,442円	3,482,704,105円
2021年度	894,126,000円	1,631,391,565円	4,219,969,670円

(2)介護保険料の独自減免制度 → 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

①低所得者への保険料減免制度

1)保険料の市町村独自の低所得者への減免制度がありますか。

()ある (○)ない

2)低所得者減免がある場合、その内容をご記入ください。(2022年4月1日現在)

・減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

--

・保険料の全額免除はありますか。

()ない ()ある

・資産保有による制限はありますか。

()ない ()ある

・保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。

()ない ()ある

・申請は必要ですか。

()必要 ()不要

3)低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

②収入減少を理由にした保険料減免制度

1)収入減少を理由にした保険料減免制度がありますか。(コロナ関係の減免は除く)

(○)ある ()ない

2)ある場合、2022年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

主たる生計維持者が失業や事業廃止したことなどにより、次の全ての要件に該当する場合 ・減免対象被保険者及び主たる生計維持者の前年の合計所得金額が410万円以下 ・主たる生計維持者の合計所得見込額が収入減少理由(事業の休廃止、事業における著しい損失、失業、農作物の不作その他これらに類する理由をいう。)により2分の1以下に減少 ・世帯の合計所得見込額の合算額が250万円以下 <減免額> ・世帯の合計所得見込額の合算額が110万円以下の場合、申請月から6か月以内の保険料額の5割を減額(合計所得見込額が2分の1以下に減少する年の翌年3月までの保険料が減免対象) ・世帯の合計所得見込額の合算額が110万円超250万円以下の場合、申請月から6か月以内の保険料額の3割を減額(合計所得見込額が2分の1以下に減少する年の翌年3月までの保険料が減免対象)

3)ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	100 件	362 件
保険料減免の金額実績	1,550,470 円	6,736,590 円

4)コロナ関係の減免の適用実績をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	2,569 件	1,480 件
保険料減免の金額実績	173,755,310 円	97,830,400 円

(3) 保険料滞納の状況と処分件数について

質問項目		2020年度	2021年度
保険料滞納者数	保険料滞納者実人数	8,447 人	7,523 人
	保険料滞納者延べ件数	103,131 件	87,915 件
保険給付の制限	償還払い人数	28 人	32 人
	保険給付の一時差し止め人数	0 人	1 人
	3割負担人数	124 人	113 人
財産差押え	差押え実人数	230 人	210 人
	差押え件数合計	278 件	271 件

(4) 介護保険利用料の独自減免制度 → 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

①利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

()ある → 実施年月()年()月 (○)ない

②市町村独自の利用料減免がある場合、その内容をご記入ください。(2022年4月1日現在)

1)減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

2)訪問介護利用料の助成割合 ()

3)居宅サービス利用料の助成割合 ()

4)施設サービス利用料の助成割合 ()

5)利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ()ない ()ある

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

③低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
利用料減免件数	件	件
利用料減免の金額実績	円	円

(5) 特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。

①特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(2,574)人(令和4年4月現在)

②要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。

(○)把握している → 入所者数(204)人 待機者数(267)人 (令和4年4月現在)

()把握していない

③特別養護老人ホームの入所者の申し込みにあたって貴自治体の対応(該当に○印を)

()自治体の窓口でも相談・受け付け業務を行っている

(○)行政区内の施設から情報を定期的に得ている

()当該施設に任せており、対応はしていない

(6) 施設サービス基盤整備

①特別養護老人ホーム等の整備状況について

※()カッコ内には新規施設数、新規定員数を再掲してください。

	第8期(～2023年度)		2021年度			
	計画		計画		実績	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
特別養護老人ホーム	—	9,120	—	8,910	121	8,908

ム	(-)	(380)	(-)	(110)	(1)	(108)
介護老人保健施設	-	6,866	-	6,866	74	6,771
	(-)	(0)	(-)	(0)	(0)	(0)
認知症グループホーム	-	3,631	-	3,511	204	3,502
	(-)	(170)	(-)	(0)	(1)	(27)
特定施設入居者生活介護事業所	-	6,246	-	5,846	112	5,846
	(-)	(400)	(-)	(0)	(0)	(0)

②サービス付き高齢者住宅等の設置状況について(2022年3月末現在)

	施設数	定員
サービス付き高齢者住宅	111	4,141(戸)
住宅型有料老人ホーム	346	10,557

(7)介護施設の夜勤形態について

①職員の夜勤時の就労形態はどのようになっていますか。施設種別ごとにご記入ください。

	設置施設数	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム	121	不明	不明	不明	不明
介護老人保健施設	74	不明	不明	不明	不明
グループホーム	204	不明	不明	不明	不明
小規模多機能	78	不明	不明	不明	不明
看護小規模多機能	10	不明	不明	不明	不明
短期入所	135	不明	不明	不明	不明

②上記施設の内、夜勤配置人員が1人になる場合がある施設数をご記入ください。(たとえ1病棟・1フロア・1ユニットであっても、実態があれば数えてください。なお、同じシフトで働くスタッフの休憩時に1人になる場合も含まれます。)

	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム	不明	不明	不明	不明
介護老人保健施設	不明	不明	不明	不明
グループホーム	不明	不明	不明	不明
小規模多機能	不明	不明	不明	不明
看護小規模多機能	不明	不明	不明	不明
短期入所	不明	不明	不明	不明

(8)総合事業

①総合事業の対象者数をお答えください。(4,548)人

②総合事業の事業所数・利用人数

※事業所数は各年4月1日現在、利用者数は月平均(2022年度は4～6月の平均)をご記入ください。

サービス	事業所数		利用人数	
	2021年	2022年	2021年度	2022年
現行の訪問介護相当の訪問介護	787	824	7,825	7,364
生活支援型訪問A(緩和した基準)	324	342	2,432	2,284
現行の通所介護相当の通所介護	750	760	10,333	10,145
通所型サービスA(緩和した基準)	184	185	1088	1174
通所型サービスC(短期集中予防)	—	—	-	-

※利用人数の通所型サービスAの欄は上段がミニデイ型、下段が運動型の数値。(2020年4月より運動型サービスが通所型サービスCから通所型サービスAへ取扱いを変更)

(9)次期(第9期)介護保険事業計画策定委員会

①計画策定委員会の公開 (O)公開している ()公開していない

②計画策定委員の公募枠 (O)ある → 公募枠(5)人 ()ない

(10) 高齢者福祉施策

① サロン・認知症カフェなど高齢者のたまり場事業の担い手とその内容についてご記入ください。

事業名	担い手	事業内容	補助金の有無と金額
高齢者サロンの整備等生活支援推進事業	委託事業者 ※各サロン運営の担い手は、地域住民(民生委員、住民ボランティア等)、NPO 団体、社会福祉法人の施設等	・孤立しがちな高齢者等が気軽に集えるサロン(集いの場)の整備	有 ① 開設助成 50,000 円上限 ② 運営助成 規模・回数に応じ 2,000 円～20,000 円/月
なごや認知症カフェ	地域住民団体やボランティア団体、NPO 法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等	認知症の人が、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう仲間づくりや生きがい支援、介護する家族の負担軽減、地域住民への普及啓発のため認知症カフェを実施する。	有 ① 開設助成 50,000 円上限 ② 運営助成 カフェ実施回数に応じ 1,000～4,000 円/月

② 住宅改修・福祉用具などの受領委任払い制度 (該当に○印を付し、実績などをご記入ください)

質問項目	実施予定なし	検討中	実施している	実施年月日	2021年度実績
住宅改修			○	H18.1.1	6,415 件
福祉用具			○	H28.1.1	8,868 件
高額介護サービス	○				

③ 加齢性難聴者への補聴器助成を実施する予定はありますか？すでに実施済みの場合、事業名、対象者、助成額、助成実績をご記入ください。

() 予定がある () 年 月から) 現時点での予定はありません。

() 実施中

事業名	対象者	助成額	2021年度助成実績 (人数・金額)
			人 円

(11) 介護認定者の障害者控除の認定について

① 認定書の発行枚数実績は → 2020年度(1,201)枚、2021年度(1,051)枚

② 介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

() 申請書を送付している → 2020年度()件、2021年度()件

() 認定書を送付している → 2020年度()件、2021年度()件

(○) 自動的に送付していない

③ 認定書の発行の要件(複数回答可)

() 要支援2以上は基本的に該当する

() 要介護1以上は基本的に該当する

(○) 障害高齢者自立度(B)以上は基本的に該当する → 要介護要件 ()ある (○)なし
※要介護要件がある場合は、()以上

(○) 認知症高齢者自立度(II)以上は基本的に該当する → 要介護要件 ()ある (○)なし
※要介護要件がある場合は、()以上

() その他、次のような基準で判断している()

2. 国民健康保険 担当課(健康福祉局保険年金課) 電話(052-972-2564) FAX(052-972-4148)
メールアドレス(a2564@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(1) 国保保険料(税)等について

① 国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)と法定外繰入について

	区分	定義	2021年度	2022年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× (9.52)%	× (9.76)%
	資産割	固定資産税額	× (—)%	× (—)%
	均等割	加入者1人につき	52,196 円	55,362 円
	平等割	1世帯につき	—円	—円
1人当たり調定額(平均保険料)※予算額			88,595 円	91,356 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			予算 15,247 円	予算 13,406 円
※2021年は予算・決算、2022年は予算			決算 7,504 円	

② モデルケース別の国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

No.	モデルケース	2021年度	2022年度
1	夫婦(40歳代)・子ども(中学生1・高校生1)の4人世帯、所得200万円(妻の年収0) (2割軽減世帯)	222,240 円	233,760 円
2	夫婦世帯(70歳代)、所得80万円(妻の年収0) (5割軽減世帯)	56,000 円	59,260 円
3	単身世帯(70歳代)、所得0円 (7割軽減世帯)	15,650 円	16,600 円
4	単身世帯(70歳代)、所得100万円 (軽減なし世帯)	106,460 円	110,990 円

(注)資産割がある自治体の場合、資産税額は0円で算出してください。

(2) 保険料(税)の市町村独自の減免制度

① 市町村独自の低所得者減免 → 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

1) 低所得者減免を実施していますか。 ※生活保護受給期間の減免は除く
(○)ある ()ない

2) 低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

・【特別軽減】保険料の減額に該当している世帯
・【2割減免】保険料の減額が適用されていない世帯で、2021年中の所得の合計が「66万円＋(35万円×被保険者数)」以下の世帯

3) 低所得者減免を実施している場合、実績をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	93,585 件	76,596 件
保険料減免の金額実績	261,479,112 円	208,180,739 円

4) 低所得者減免に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 (○)ある ()ない
※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

② 収入減少を理由にした保険料(税)減免制度(コロナ関係の減免は除く)

→ 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

1) 収入減少を理由にした保険料(税)減免制度がありますか。
(○)ある ()ない

2) ある場合、2022年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

前年合計所得 1,000万円以下の世帯
当年合計所得見込額 274万円以下の世帯
当年合計所得見込額の減少割合 8/10以下に減少する世帯
減免割合 所得割額の最小(3)割～最高(7)割

3) ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	6,517 件	5,625 件
保険料減免の金額実績	467,702,298 円	393,180,967 円

③コロナ関係の収入減少を理由にした保険料(税)減免制度

1)減免基準(2022年度)

() 国基準と同じ () 国基準を拡大→拡大内容()

2)コロナ関係の減免の適用実績をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	15,235 件	5,118 件
保険料減免の金額実績	1,546,091,505 円	723,070,443 円

④市町村独自の子どもの均等割などの減免(就学前までの5割減免は除く)

1)子どもの均等割保険料(税)の減免制度がありますか。

() ある () ない

2)ある場合、2022年4月1日現在の内容をご記入ください。

3)ある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

(3)コロナ関係の傷病手当金の適用実績

質問項目	2020年度	2021年度
申請件数	51 件	391 件
決定件数	51 件	391 件
金額実績	3,256,555 円	21,838,584 円

(4)国保被保険者数・世帯数・滞納世帯数・資格証明書交付世帯数・短期保険証交付世帯数

質問項目	2021年6月1日	2022年6月1日
被保険者数	445,502 人	436,633 人
世帯数	306,023 世帯	304,246 世帯
滞納世帯数	37,103 世帯	33,221 世帯
資格証明書交付世帯数	0 世帯	0 世帯
短期保険証交付世帯数	5,168 世帯	4,491 世帯
留め置き世帯数(※1)	統計は取っていない	統計は取っていない
未交付・未更新世帯数(※2)	1,016 世帯	939 世帯

※1・2は、国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数で、※1は「交付した保険証・短期保険証の留め置き世帯数」、※2は「保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付・未更新世帯数」

(5)資格証明書(2022年6月1日現在) → 2021年4月以降の変更は () ある () ない

①資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

- () 国の基準どおり実施している
 () 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
 () 高校生世代以下の子どもがいる世帯
 () 障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
 () 病弱者のいる世帯
 () 次の場合は、交付対象から除外している

②資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

世帯主等または医療機関等の申し出により、当該被保険者に入院加療を必要とする緊急の医療措置を必要とし、相当の医療費の負担が想定されるとき。
 世帯主等または医療機関等の申し出により、当該被保険者に日常生活に重大な支障が生じることが明らかで、医療措置を必要とし、相当の医療費の負担が想定されるとき。

(6) 短期保険証

①有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数(2022年6月1日現在)

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

- ・1カ月以内()人
- ・2カ月()人
- ・3カ月()人
- ・4カ月()人
- ・5カ月()人
- ・6カ月()人
- ・1年()人
- ・その他(期間別の統計は取っていない。)

②短期保険証発行の基準をご記入ください。→ 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

督促状の指定期限が経過した滞納保険料のある世帯

(7) 保険料(税)滞納者への差押え等

①差押えの基準をご記入ください。→ 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

督促状の指定期限が経過した滞納保険料のある世帯のうち差押可能な財産がある場合

②以下の件数をご記入ください。

質問項目		2020年度	2021年度	
予告通知書の発行		2,021 件	1,175 件	
差押え	差押え世帯数	統計は取っていない	統計は取っていない	
	差押え件数合計	4,756 件	5,590 件	
	件数内訳	不動産	5 件	22 件
		預貯金	3,539 件	4,232 件
		生命保険(内学資保険)	312 件 (内学資保険不明)	265 件 (内学資保険不明)
その他		900 件	1,071 件	
競売による現金化		0 件	0 件	
徴収の猶予	申請件数	0 件	0 件	
	許可件数	0 件	0 件	
換価の猶予	申請件数	0 件	0 件	
	許可件数	0 件	0 件	
	職権件数	0 件	0 件	
滞納処分の停止	適用件数	4,497 件	3,876 件	
	件数内訳	無資力	2,617 件	2,341 件
		生活保護	1,422 件	1,157 件
		生活困窮	0 件	0 件
		所在不明	458 件	378 件
その他	0 件	0 件		

(8) 一部負担減免制度

①一部負担減免制度を実施していますか。

(○)実施している ()検討中である ()実施の予定がない

②相談・申請・適用の実績

質問項目	2020年度	2021年度
一部負担金の相談件数	統計は取っていない	統計は取っていない
一部負担金の申請件数	3 件	3 件
一部負担金減免の延べ件数	13 件	24 件
一部負担金減免の金額実績	1,681,623 円	1,745,646 円

(9) 高額療養費の支給申請手続きの簡素化

①70～74歳(○)簡素化済み()年 月受診分から実施 ()検討中 ()予定ない

②70歳未満()簡素化済み()年 月受診分から実施 (○)検討中 ()予定ない

(10) 国保運営協議会

- ①運営協議会の公開 ()公開していない (○)公開している
 ②運営協議会委員の被保険者枠は (7)人 そのうち、公募枠は (0)人

**3. 税の滞納について 担当課(財政局税務部収納対策課)電話(972-2357)FAX(972-4123)
 メールアドレス(a2357@zaisei.city.nagoya.lg.jp)**

(1)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について、件数をご記入ください。

質問項目		2020年度	2021年度	
徴収の猶予	申請件数	未集計	未集計	
	許可件数	2,959名(うち地方税法附則第59条の規定に基づく特例猶予2,950名)	4名	
換価の猶予	申請件数	未集計	未集計	
	許可件数	737名	605名	
	職権件数			
滞納処分の停止	適用件数	12,980名	11,769名	
	件数内訳	無資力	9,942名	9,240名
		生活保護	未集計	未集計
		生活困窮	473名	378名
		所在不明	2,565名	2,151名

4. 生活保護・生活困窮者支援

**(1)生活保護 担当課(健康福祉局保護課)電話(052-972-2552)FAX(052-972-4148)
 メールアドレス(a2552@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)**

※生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)が2021年9月以降に改正された場合は、新しいパンフレットを添付してください。

①生活保護の相談件数、申請件数とその保護開始件数

質問項目	2020年度	2021年度
相談件数	21,733件	19084件
申請件数	6,978件	6,570件
そのうち保護開始件数	6,560件	6,062件

②受給世帯数と人数

質問項目	2021年4月分	2022年4月分
受給世帯数	38,533世帯	38,218世帯
うち、外国人世帯数	2,230世帯	2,223世帯
受給人数	47,168人	46,420人
うち、外国人人数	3,416人	3,366人

③扶養照会

質問項目	2020年度	2021年度
新規申請のうち、扶養照会した世帯数	1,621世帯	847世帯
そのうち、金銭的援助が受けられるようになった世帯数	21世帯	13世帯

④世帯類型別被保護実世帯数(2022年4月分)

	合計	高齢世帯	母子世帯	傷病世帯	障害世帯	その他
世帯数	37,995	20,263	1,486	5,031	4,487	6,728
構成比	100%	53.3%	3.9%	13.2%	11.8%	17.8%

⑤車の保有(2021年度)

2021年度 保有件数(2021年度末時点)	120件
------------------------	------

【保有理由の内訳】

障害者の通勤・通院等(保有容認のみ)	8件
公共交通機関の利用が困難な地域の居住者の通勤	0件
公共交通機関の利用が困難な地域の勤務先に通勤	0件
深夜勤務等の業務従事者の通勤	0件
その他(保有件数のうち処分保留 43 件、処分指導中 69 件)	112件

⑥エアコン設置状況

	2020年度	2021年度
生活保護世帯の内、設置件数・設置率	一件(— %)	一件(— %)
支給件数	127件	110件
給付金額	5,807,800円	5,155,219円

※以下は市のみお答えください

⑦生活保護担当職員

1) ケースワーカーの人数(内女性人数)

	正規職員数(内女性)	生保担当の 平均在任年数	非正規職員数(内女性)
2021年4月現在	369人(87人)	4年 6カ月	0人(0人)
2022年4月現在	372人(90人)	5年 0カ月	0人(0人)

2) 社会福祉主事の資格がない職員数(2022年4月現在)

社会福祉主事の 資格がない職員数	正規職員	非正規職員
	31人	0人

3) 1ケースワーカー当たりの担当受給者

	1ケースワーカー当たりの担当受給者数	
	世帯数	人数
2021年4月現在	38,533 世帯	104 人
2022年4月現在	38,213 世帯	103 人

4) 専門職としての採用(2022年4月現在)

専門職としての採用がありますか。 ()あり (○)なし

(2)生活困窮者支援 担当課(健康福祉局地域ケア推進課)電話(052-972-2547)FAX(052-955-3367)

メールアドレス(a2548-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

担当課(健康福祉局保護課)電話(052-972-2552)FAX(052-972-4148)

メールアドレス(a2552@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

※市民向けのパンフレットがあれば添付してください。コロナ禍での対応で作ったパンフレットもあればあわせて添付ください。

①実施方法

	実施	運営方法	事業所数	委託先
自立相談支援	/	直営+委託	3	社会福祉法人、特定非営利法人
住居確保一時金窓口	/	委託	3	社会福祉法人、特定非営利法人
一時生活支援	実施	委託	6	社会福祉法人、株式会社
就労準備支援	実施	委託	3	社会福祉法人、特定非営利法人
就労訓練	実施	委託	3	社会福祉法人、特定非営利法人
家計改善支援	実施	委託	3	社会福祉法人、特定非営利法人
子どもの学習・生活支援	実施	委託	150	NPO 法人、一般社団法人、株式会社、生協
町村の相談支援		-		-
その他()				

※実施には、「実施」「未実施」「実施予定」の別を記入ください

※運営方法は「直営」「委託」「直営＋委託」「借上」の別を記入ください

※委託先は「社協」「社会福祉法人」「NPO法人」「一般社団(財団)法人」「株式会社」「生協」など種別を記入ください。複数ある場合は複数記入ください。

②実施状況

	2020年	2021年
新規相談受付件数	延 19,988 件	延 12, 981 人
プラン作成件数	延 895 件	延 962 人
就労支援件数	444 件	604 件
住居確保給付金新規決定	2, 887 件	1, 325 件
住居確保(一時金)給付金再給付	56 件	948 件
一時生活支援	延 2,691 件	延 1,623 人
就労準備支援	41 件	70 件
就労訓練	20 件	45 件
家計改善支援	132 件	182 件
子どもの学習・生活支援	431 人	429 人
町村の相談支援		-
その他()		

5. 福祉医療など 担当課(健康福祉局医療福祉課)電話(052-972-2572)FAX(052-972-4148)
メールアドレス(a2572@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

担当課(子ども医療費、ひとり親医療費:子ども青少年局子育て支援課)

電話(052-972-3083)FAX(052-972-4419)

メールアドレス(a3083@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)

(1)福祉医療(子ども・障害者・ひとり親・高齢者の医療費助成制度)について、2021年4月1日以降、制度(助成内容・対象範囲・対象要件・自己負担・支払方法など)を改定(予定を含む)していますか。

※該当項目に○印を付してください。

福祉医療の種類	改定なし	改定あり	改定予定あり
子ども医療費助成制度		○	
障害者医療費助成制度	○		
精神障害者医療費助成制度	○		
ひとり親医療費助成制度	○		
後期高齢者福祉医療費給付制度	○		
妊産婦医療費助成制度			

(2)前記(1)の質問で「改定あり」、「改定予定あり」の場合、実施年月日・改定内容をご記入ください。

(実施年月日)令和4年1月1日

(改定内容)18歳到達以後最初の3月31日まで通院に係る自己負担額を助成

6. 子育て支援策 担当課

((1)子ども青少年局子ども未来企画室※⑤1)を除く) 電話(052-972-3199)FAX(052-972-4204)

メールアドレス(a3199@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)

((3)②、(4)子ども青少年局保育企画室)電話(052-972-2524)FAX(052-972-4146)

メールアドレス(a2524@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)

子ども青少年局保育運営課)電話(052-972-2525)FAX(052-972-4116)

メールアドレス(a2525-09@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)

(1)④ 担当課(教育委員会事務局指導室)電話(052-972-3236)FAX(052-972-4177)

メールアドレス(a3236@kyoiku.city.nagoya.lg.jp)

(2) 担当課(教育委員会事務局学事課)電話(052-972-3217)FAX(052-972-4175)

メールアドレス(a3217@kyoiku.city.nagoya.lg.jp)

(3)① 担当課(教育委員会事務局学校保健課)電話(052-972-3247)FAX(052-972-4177)

メールアドレス(a3247@kyoiku.city.nagoya.lg.jp)

(1)「子どもの貧困対策推進法」を受けた、貧困対策計画

①貧困対策計画の有無について (○)ある(令和2年3月策定) ()ない

※子ども子育て支援総合計画などに含むものも「ある」としてください。

②自立支援給付金事業について (○)実施(平成17年4月実施) ()未実施

2021年度実績(高等職業訓練促進給付金 135、自立支援教育訓練給付金 40)件

給付額(高等職業訓練促進給付金 104,133,500、自立支援教育訓練給付金 2,958,639)円

2022年度予算(高等職業訓練促進給付金 166、自立支援教育訓練給付金 60)件

給付額(高等職業訓練促進給付金 128,115,000、自立支援教育訓練給付金 8,785,000)円

③日常生活支援事業について (○)実施(昭和59年8月実施) ()未実施

2021年度実績 (100)件 支給給付額(20,201,700)円

2022年度予算(未積算)件 支給給付額(18,570,000)円

④教育・学習支援について (○)実施(平成26年7月実施) ()未実施

2021年度実績 (150)カ所(1,347)人 実施時期(通年)

2022年度予算 (150)カ所(定員1,800)人 実施時期(通年)

※ 学習指導支援講師配置校93校において、夏季・冬季休業中に特設講座(20時間)を実施(教育委員会指導室)

⑤「無料塾」、「こども食堂」への支援について

1)「無料塾」への支援 ()実施()年()月実施 (○)未実施

2021年度実績 ()カ所()人、2022年度予算 ()カ所()人

支援方法()

2)「こども食堂」への支援 (○)実施(平成29年4月実施) ()未実施

2021年度実績 (12)カ所()人、2022年度予算 (20)カ所()人

支援方法(社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会に補助金を交付し、子ども食堂開設助成金の交付及び子ども食堂の啓発等を目的としたシンポジウム等を実施。)

(2)就学援助

※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください。

①就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2021年度	2022年度
受給者数	21,209人	23,777人
受給割合	13.1%	14.8%
支給額	1,723,728,541円	2,162,502,000円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2022年度の支給額は見込額をご記入ください。

②就学援助の認定対象基準をご記入ください。→ 2021年4月以降の変更は (○)ある ()ない

【令和4年8月まで】生活保護基準額の(1.0)倍・金額(3,163,000)円 ※4人世帯の場合
 【令和4年9月から】生活保護基準額の(1.2)倍・金額(3,524,000)円 ※4人世帯の場合

③就学援助の対象となる所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母就労30歳代、子ども小学生の場合) … (【令和4年8月まで】2,481,000、【令和4年9月から】2,901,000)円

・4人家族(父母とも就労30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (【令和4年8月まで】3,163,000、【令和4年9月から】3,524,000)円

④申請書の受付先 ()市町村窓口 (○)学校 ()窓口と学校のどちらも可

⑤就学援助の項目 → 2021年4月以降の変更は (○)ある ()ない

(○)学用品費 ()体育実技用具費 (○)入学準備金 (○)通学用品費 (○)通学費

(○)修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 (○)給食費

(○)校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○)校外活動費(宿泊を伴うもの)

()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品 (○)オンライン学習通信費

(○)その他(卒業アルバム代等、学校生活管理指導表文書費、学校病医療費)

⑥日本スポーツ振興センター掛け金

()就学援助の対象としている

(○)すべての児童の掛け金を公費助成している

()就学援助の対象とせず、すべての児童の掛け金の公費助成も行っていない

(3)給食費の補助・減免(就学援助家庭への減免は除く)

①学校給食費に市町村独自の補助・減免を行っていますか。(例:半額補助、第2子以降無料など)

→ 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

()徴収していない ()補助・減免を行っている ()検討中 (○)行っていない

※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

②保育施設等の給食費に国基準を上回る市町村独自の補助・減免を行っていますか。

→ 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

()徴収していない ()補助・減免を行っている ()検討中 (○)行っていない

※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

(4)保育

①保育施設の数(2022年4月1日現在)

保育施設の種類の		施設数
認可保育所 ※保育所型認定こども園・ へき地保育所を含む	公立	90
	私立	354
認定こども園	幼保連携型	74
	幼稚園型	5
	保育所型(認可保育所と重複)	21
	地方裁量型	-
地域型保育事業	家庭的保育事業	19
	小規模保育事業A型	146
	小規模保育事業B型	33
	小規模保育事業C型	-

③障害者グループホームの体制について

- 1)夜勤体制をとっているところ GH (581)カ所
- 2)宿直体制をとっているところ GH (75)カ所
- 3)夜間通報体制をとっているところ (271)カ所
- 4)夜勤体制を複数でおこなっているところ (23)カ所

④県の補助だけではなく、自治体独自でグループホームに対する補助がありますか。

- (○)ある → ある場合どんな補助ですか(資料5のとおり) (GHあて補助金一覧ください)
 ()ない

(3)障害福祉サービスの支給決定基準

①支給基準を定めていますか。(○)定めている ()定めていない

②「定めている」と答えた自治体は、以下にご回答ください。

- 1)支給基準作成に際し、障害当事者もしくは障害関係団体に意見を求めましたか。
 ()意見を求め基準に反映させた ()意見を求めたが基準に反映していない
 (○)意見は求めなかった
- 2)サービス等利用計画が支給基準を超える支給量となっている場合の対応は
 ()計画のまま認定審査会に意見を求める ()支給基準内に計画を修正させる
 (○)その他(その内容 支給決定基準を超えた支給決定が必要と認められる場合については、
 実地調査の上協議を行い、認定審査会の意見を聴取する)
- 3)支給基準を超える支給決定件数(2022年7月時点) (171)件

(4)訪問系各サービスの支給状況(2022年7月時点)

サービス	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数 (時間)	平均支給時間数 (時間)
居宅介護	9053	103.6%	320	40.1
重度訪問介護	1543	100.5%	1079	175.3
地域生活支援事業				
移動支援	7151	100.0%	255	48.2

※最多支給時間は2022年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

(5)短期入所 (2022年7月時点)

- ・短期入所支給者数(4515)人、昨年同月比(102.2)%、最多支給日数(30)日、
 平均支給日数(9.7)日
 年間180日以上利用可(短期入所)とする支給者数(161)人

(6)介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件

→ 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

- (○)介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない時
- (○)何らかの条件を設けている。

- (○)要支援の該当者は、上乗せができない。
- ()障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)
- ()介護保険の要介護度が要介護5の者
- ()介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

※上記の条件の根拠を詳しくご記入ください。

要支援の該当者が利用する介護保険制度上のホームヘルプサービスについては、月額報酬で定額で算定されるため、介護保険の支給限度額の範囲内で必要量のサービスを受けることができるため、単に支給量の不足を理由とした上乗せは行っていない。
 なお、介護保険制度の中で提供がされないサービスについては、別途決定を行う。

(7)高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象者数

2021年度支給者総数	2022年度支給予定者総数	前年度比(小数点1位まで)
-------------	---------------	---------------

244 人	339 人	138.9%
-------	-------	--------

(8) 防災などに関わることについて

- ① 地域での防災計画を立てる会議に、障害当事者あるいは関係団体の参加がありますか。
 〇 ある ない
- ② 防災訓練に、地域の住民と障害当事者が参加し、共同で訓練をする機会がありますか。
 〇 ある ない

8. 任意予防接種の助成

担当課(健康福祉局感染症対策室) 電話(052-972-2631) FAX(052-972-4203)

メールアドレス(a2631@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(1) 次のワクチンの助成を実施している場合、それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
おたふくかぜ	1歳の誕生日から6歳となる日の属する年度の末日までの方 (おたふくかぜの予防接種歴、り患歴がない方に限る)	3,512 円	3,000 円	2010年8月
带状疱疹	50歳以上の方	ビケン 4,138 円 シングリックス 10,738 円/ 回	ビケン 4,200 円 シングリックス 10,800 円/ 回	2020年3月
子どものインフルエンザ		円	円	
麻しん(接種漏れの人)		円	円	

(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン

① 高齢者用肺炎球菌ワクチン助成について、定期・任意それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
高齢者用肺炎球菌(定期)	別添のとおり	4,706 円	4,000 円	2014年10月
高齢者用肺炎球菌(任意)	別添のとおり	4,706 円	4,000 円	2010年10月

② 2回目の任意予防接種を実施していますか。

- 実施している → 1回目を助成していない人が対象 1回目を助成した人も対象
 〇 実施していない 検討中

9. 健診事業 担当課(子ども青少年局子育て支援課) 電話(052-972-3083) FAX(052-972-4419)

メールアドレス(a3083@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)

(1) 産婦健診を何回実施していますか。回数と開始年月をご記入ください。

回数: 2回 開始年月: 平成29年4月

10. 地域の保健・医療 担当課(健康福祉局保健医療課) 電話(052-972-2623) FAX(052-972-4154)

メールアドレス(a2623@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(1) 2019年(コロナ以前)と比べ、保健所・保健センターの保健師等スタッフ数に変化がありますか。

- ある 〇 ない

※ある場合、その職種と増減の人数をご記入ください。

職種() ()人 増・減

(2) 地域の公立公的病院の病床数の変更予定 (○)ある ()ない

※ある場合、具体的にご記入ください。

- ・名古屋市立緑市民病院:300床→205床(令和5年4月1日)
- ・名古屋市厚生院:200床→140床(令和5年4月1日)

(3) 自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策がありますか (○)ある ()ない

※ある場合、具体的にご記入ください。

医師確保対策

- ・寄附講座の設置

看護師確保対策

- ・市医師会看護学校運営費補助金
- ・市医師会看護学校実習体制補助金
- ・県看護協会運営費補助金
- ・市立看護専門学校の運営
- ・看護師等免許所有者への研修事業

【2】国または愛知県に対して既に意見書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2021年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書の種類	提出年月日
国	①75歳以上の2割負担をはじめ患者負担増の計画中止を求める意見書	年 月 日
	②国民健康保険の国庫負担引き上げ等を求める意見書	2021年11月15日 2022年7月29日
	③若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書	年 月 日
	④介護保険制度の改善を求める意見書	2022年7月29日
	⑤子どもの医療費無料制度創設を求める意見書	年 月 日
	⑥障害児・者の「暮らしの場」の整備を求める意見書	2022年7月29日
	⑦コロナ感染症に係る医療・介護・福祉・保育等への支援を求める意見書	2022年7月20日
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書	2021年11月
	②国民健康保険への支援を求める意見書	2021年11月
	③コロナ感染症に係る医療・介護・福祉等への支援を求める意見書	2021年11月

※2021年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。